

## 武蔵野市優秀工事表彰要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が発注した工事を優秀な成績で施工した受注者を表彰することにより、受注者の施工意欲を喚起し、もって工事の品質の確保と向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評定 武蔵野市工事成績評定要綱（平成22年4月1日施行）第5条の規定により行う評定をいう。
- (2) 評定点 市長が別に定める基準に従って評定を行い、算定した点数をいう。

### （表彰の対象工事）

第3条 表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、表彰する年度の前年度（以下「対象年度」という。）中に完了した工事のうち、評定点が90点以上のものとする。

### （被表彰者の決定）

第4条 市長は、対象工事のうち、特に他の受注者の模範となる優秀な工事と認められるものについて、当該工事の受注者を表彰するものとする。

### （表彰の方法）

第5条 表彰は、毎年度に1回、表彰状の授与をもって市長が行う。

### （表彰工事等の公表）

第6条 市長は、前条の規定により表彰を行ったときは、速やかに被表彰者の名称及び当該工事の概要を、市報及び市のホームページに公表するものとする。

2 市のホームページに公表する期間は、表彰を行った日から1年間とする。

### （欠格条項）

第7条 対象工事を施工した受注者が、対象年度の初日から表彰が行われる日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を表彰の対象としない。

- (1) 武蔵野市工事請負業者指名停止基準（平成7年4月1日実施）に基づく指名停止措置を受けたとき。
- (2) 施工した工事が60点未満の評定を受けたとき。
- (3) 施工した工事において事故を起こし、又は法令に違反したことに起因して、武蔵野市工事成績評定要綱第5条の規定により別に定める工事成

績評定項目別評定表（法令順守等）の文書による減点評定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、表彰することが不適当と市長が認めるとき。

2 第5条の規定による表彰を受けた者が、前条の規定による公表期間中において、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は、第6条の規定によるホームページの公表を取り下げるものとする。

（庶務）

第8条 表彰に関する庶務は、総務部総務課検査係において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に完了する工事から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に完了する工事から適用する。